

筑西市議会福祉文教委員会

会 議 録

(令和4年第1回定例会)

筑西市議会

福祉文教委員会 会議録

1 日時

令和4年3月9日(水) 開会：午前9時58分 閉会：午後 1時29分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

- 議案第 6号 地方独立行政法人茨城県西部医療機構第2期中期計画の認可について
議案第 7号 令和3年度筑西市一般会計補正予算(第15号)のうち所管の補正予算
議案第 8号 令和3年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
議案第 9号 令和3年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第4号)
議案第13号 筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について(分割付託)
議案第17号 筑西市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第18号 筑西市附属機関に関する条例の一部改正について
-

4 出席委員

委員長	三澤 隆一君	副委員長	鈴木 一樹君			
委員	水柿 美幸君	委員	津田 修君	委員	真次 洋行君	
委員	仁平 正巳君	委員	三浦 譲君	委員	箱守 茂樹君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 鈴木久美子君

委員長 三澤隆一

○委員長（三澤隆一君） ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立しております。

それでは、本委員会に付託されました議案について、審査をまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしましたとおり、地方独立行政法人議案1件、補正予算議案3案、条例議案3案について、所管部ごとに審査を願いたいと存じます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合は挙手を願います。

それでは、各議案について、所管部ごとに審査をまいります。

初めに、保健福祉部です。

議案第6号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構第2期中期計画の認可について」、審査を願います。

地域医療推進課から説明を願います。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） 地域医療推進課の仁平と申します。よろしく願いいたします。着座にてご説明いたします。

議案第6号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構第2期中期計画の認可について」、ご説明申し上げます。

地方独立行政法人茨城県西部医療機構の設立団体である筑西市は、令和4年度から令和7年度までの今後4年間で達成すべき業務運営の目標である第2期中期目標を策定し、令和3年第4回定例会に議案第89号として議決をいただき、これを法人に指示いたしました。これを受け、茨城県西部医療機構が地方独立行政法人法第26条第1項の規定によりまして、当該第2期中期目標を達成するための第2期中期計画を定めようとするものであり、同法第83条第3項の規定によりまして、市長が中期計画の認可をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を経る必要があることから、第2期中期計画の認可につきまして議決をお願いするものでございます。

なお、本中期計画の案でございますが、茨城県西部医療機構での原案作成後、地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会条例第1条の2第1号の規定によりまして、評価委員会での審議を経て、県と調整を行い、ご承認をいただいたものでございます。

それでは、2ページ、3ページを御覧いただきたいと思っております。地方独立行政法人茨城県西部医療機構第2期中期計画の概要をご説明いたします。中期計画に定める事項は、地方独立行政法人法第26条第2項に定められた事項に前文を加えた内容となっております。

3ページの前文でございますが、第2期中期計画期間におきましても、引き続き新型コロナウイルス感染症に対応し、最大の課題である人材育成の充実を図り、また医師の働き方改革への対応を図りながら、法人の体制整備を行い、安心安全、質の高い医療の提供を推進するとしております。

4ページの上段となります。第1、中期計画の期間でございますが、中期目標と同様、2022年（令和4年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日までの4年間となります。

次の第2、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべ

き措置では、4ページの1、医療サービスの向上から9ページの5、信頼性の確保まで、5つの中項目、20の小項目につきまして、具体的内容が定められております。

10ページからの第3、業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するため取るべき措置では、1、地方独立行政法人としての業務運営及び管理体制の構築、2、勤務する職員に魅力ある病院づくりの2つの中項目、5つの小項目について定められております。

11ページからの第4、財務内容の改善に関する目標を達成するため取るべき措置では、1、経営基盤の構築から12ページの3、計画的な投資と財源確保まで、3つの項目について定められております。特に2つ目の収益の確保と費用の節減におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による患者の受診控えも見込まれる中、入院診療単価及び外来診療単価を上げることにより、収益の確保を図るものとされております。

次に、12ページの第5、その他業務運営に関する重要事項を達成するため取るべき措置では、環境問題への取組が定められております。

次に、13ページからの第6では、予算、収支計画及び資金計画について定められております。茨城県西部メディカルセンターにおきましては、県の指定を受けまして、重点医療機関として新型コロナウイルス感染症に対応しておりますが、令和4年度以降の病床確保料につきましては、国から事業要綱等が示されておらず、補助金額を見込むことが難しいため、地方独立行政法人法第85条に基づき、設立団体である市が政策医療等に係る操り出しを行う運営補助金に加えまして、新型コロナウイルス感染症に係る国の補助金の代わりとして、同法第42条に基づきます運営費交付金を繰り出す計画となっております。

なお、運営費交付金でございますが、国の補助金が見込まれる場合には、返還あるいは繰り出しをしないなど、年度ごとに精算をする予定でございます。

次に、15ページの第7ですが、短期借入金の限度額について定められており、限度額は10億円としております。

次に、16ページの第8ですが、法人の有する財産のうち、不要となることを見込まれるものの処分について定められております。

続きまして、第9は、重要な財産の譲渡、または担保に寄与する場合の計画に関するものですが、計画はなしとされております。

第10は、決算時に剰余を生じた場合の用途について定められております。

第11は、料金に関する事項であり、診療料金等、診療料金等の減免、その他について定められております。

第12は、地方独立行政法人茨城県西部医療機構の業務運営等に関する規則に定める事項であり、施設及び設備に関する計画、中期目標の期間を超える債務負担、積立金の処分に関する計画について定められております。

最後に、附則でございますが、この中期計画は2022年（令和4年）4月1日から施行するものでございます。

議案第6号の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 計画自体はコロナの中でぎりぎりの計画で、しかも大分前向きだというふうにあります。数字的にもそういう部分も出ていると、ただ市の補助金を増やさざるを得ないというのは、これは市の責任ではなくて、国のほうがまだはっきりしていないから、幾ら出してくれるのかも分からないから、計上するしかなかったということなので、これは仕方のない話だというふうに思います。その上で、頑張っている内容とか、そういうところをお聞きしたいし、また本会議の議案質疑で小島議員から大事な指摘がされています。それについて何らかの対応をしないといけないだろうというふうに思いますので、順次聞いていきます。

まず、我々に2回目の説明会が行われたときに、1回目でしたか、看護師、スタッフの話ですけれども、特に医師のほうは何とかなっているという状況だと思いますが、看護師のほうで、やはり稼働病床を増やすにはまだ足りないというところで質問があったのに対して答えて、現在180名在籍していると。それで、4月に入ると、19名が内定、入職する予定だという話が出ました。そうすると、ここに出ている計画のほうでは、喜ばしいなと私は思っているのですが、計画の7ページです。指標として出ていて、今年度というか、2022年、それから2025年の目標を出しておりますけれども、2022年は176人で、現在180人だという説明よりは少ないです。それで、4月にプラス19人になると、そうすると199人で、単純に見ると、2025年の目標をオーバーすると、達成してしまうという内容なのですが、この辺の状況をちょっと確認したいのです。本当にそうなのかどうか。

それから、あと小島議員が質問したのは、小島議員の場合は、手にしびれがあって脳梗塞の疑いがあったて、茨城県西部メディカルセンターに別な科目で通っていたから連絡をしたけれども、紹介状を持ってきてくれということで一時的に断られたと。それで、協和中央病院に行ったら、すぐ来てくださいという話だったのです。

ということで、ちょっとこれは本人の実体験ですから、これは疑いのようなない事実なので、そういうことでいいのかどうかということが問題だと思うのです。それは改善しなければならないだろうというふうに思うのですが、この中期計画の中にはその部分を細かくは何も書いていないのです。それで、やらなくてはならないと思うのは、やはり患者から連絡があった、紹介状はない、そういう場合に、受けるか受けないかということの判断、これが決まっていなかったから、さっきのような話になったと思うのです。これがちゃんと基準を明確にして、紹介状はないけれども、これは緊急だから受け入れなくて駄目だといったような判断基準がつかれると思うのです。そうすれば受付の人が、まるっきり委託を受けた素人の受付の人では駄目ですけれども、ちゃんと予備知識のある人ならば、その基準に沿って受けるかどうか判断できると。そうすれば市民に不満が出ないし、茨城県西部メディカルセンターのイメージもダウンしないと、きっちり答えられるわけです。ということがあろうと思うのです。それはどういうふうに現在対応しているのか、動いているのではないかなと思うのですが、動いていなければ、これから早急にそれをやらなくてはいけないだろうというふうに思います。それが2つ目です。

あとは、細かい話なのですが、説明の資料としてもらったものに、見てみると、認定看護師新規取得者数というのがあります。これは2021年には3人だったけれども、2022年から2025年の間には2人ということになっていて、ちょっと数字が逆転したような感じで少ないなと思うので、この辺どうなのかということをお願いしたいと思います。

それから、紹介率はもう90%を超えているのだけれども、今後さらに増やさないと、入院患者をもっと

増やすということになっていかないので、その増やすということはどういうふうに、計画には書いていますが、もうちょっと具体的にその辺を教えてくださいというふうに思います。

それだけです。お願いします。

○委員長（三澤隆一君） では、仁平地域医療推進課長、お願いします。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） お答えいたします。

まず、最初の質問、7ページの指標に出ております看護師の数ということでございます。看護師の現在の数というのは、議員おっしゃるとおり現在180人というところが、茨城県西部医療機構から報告されておるところでございます、今後順次採用はしていくというようなことも聞いております。ただ退職となるような方もいらっしゃるということもありますので、それを見込んでこのような数にしたと伺っております。

それから、2つ目でございます。小島議員の事例ということでお尋ねでした。まず、判断基準につきましては、これは茨城県西部医療機構のほうに確認させていただきたいと思います。また、これに関連しまして、紹介状のところのお話を少しさせていただきたいと思うのですが、現在茨城県西部メディカルセンターにつきましては、地域医療支援病院というような位置づけがされておまして、こうなりますと、紹介状のない患者さんからは、選定療養費ということで現在5,500円を頂くと、これは国のほうで徴収が義務化されておりますので、一部の例外を除いては必ず頂かなくてはならないというような決まりになっております。また、国のほうでは、現在外来医療も機能分化といたしまして、最初の診察は地域の医療機関で受けていただいて、そこから紹介を受けて茨城県西部医療機構など、専門機能を備えた外来を受診していただくというようなところの議論がされております。

これに関しましては、今回診療報酬の改定など、さらに引き上げられるというようなことも議論されております。ですので、紹介状のない方からは、どうしても選定療養費を頂かなくてはならないというような事情もございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。判断基準につきましては、この後ちょっと確認させていただきたいと思います。

それから、認定看護師取得でございますが、最初の計画のときには、認定看護師という枠組でしか目標を示しておりませんでした、今回の計画では、認定看護管理者ということで、よりグレードの高い方、7ページでいいますと、セカンドですとかサードというような、上のグレードの方も取得を目指すというようなところで計画に盛り込んだと聞いております。

最後の紹介率を増加させる策というところでございますが、地域計画にも地域の医療機関との連携、また機能分化を進めるというような文言は盛り込まれておるところでございますけれども、茨城県西部医療機構のほうで、具体は現在地域の医療圏外に流出しております患者さんなどの動向も分析した上で、茨城県西部医療機構でどこまでの治療を引き受けることができるのかというようなところをはっきりさせました上で、もう1度地域の医療機関など、積極的に紹介の推進に歩きますというようなところは伺っております。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 大体分かりました。それで、看護師の話ですけれども、在籍180名で退職が出るという話ですけれども、説明のときに退職希望者に対して、一人一人いろいろ対応するという話でしたから、

別に定年ではなくて、いろいろな事情で、あるいはコロナでというようなのも、ほかには例があるようです。そういう個別の事情があるのだらうと思いますけれども、この辺の看護師の出入り、出入りというのがもし分かれば、それをお願いしたいのと、あとコロナによって相当お疲れだと思うので、そういったところから、家庭の事情などでやむを得ず辞めるといったような状況というのはどうなのでしょう。

○委員長（三澤隆一君） 仁平地域医療推進課長、お願いします。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） お答えいたします。

茨城県西部医療機構から伺ったところの情報で申し上げますと、3月1日の時点で、自己都合の退職の方が20名いらしたということでございます。これに加えまして、今年度末定年退職予定の方が5名いらっしゃるということで、合計25名の退職が予定されているというように聞いております。それから、コロナの対応などを理由に退職した方はいないということで伺っております。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 19人入る予定だけれども、25人出る予定ということですから、喜んだと思ったら、逆に減るわけですね。あとは随時募集ということになるのですね。その随時募集が非常に難航しているというのは、説明のほうでもありましたけれども、そのところはやはりコロナだけれども力を入れなくてはならないと。今までこういうやり方で確保の努力をしているというのはありました。2つか3つの種類ありましたけれども、さらに新しい取組をしないと打開できないのではないかなと思うので、その辺はどういうふうに考えているのか、お願いします。

○委員長（三澤隆一君） 仁平地域医療推進課長、お願いします。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） すみません、新しい取組ということは伺っておりません。基本的には今までのものを継続するというようなところかと思えます。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

では、真次委員。

○委員（真次洋行君） これ全員協議会でも話が出たと思いますけれども、これは私、よく家の前に救急車が来るのです。来たときに、救急車の隊員は、どここの病院がとか、いろいろなところに連絡しているのですけれども、茨城県西部メディカルセンターの場合については、この辺救急車のほうから、多分緊急を要するときに、心臓とか、先ほど言ったような脳病とか様々ありますけれども、そのときに先ほど小島議員の例ではありませんけれども、その辺でその対応ができるかどうかというのは、救急隊員に知らせるシステムというか、そういう連携はやはり中期計画の中で何かに入れないと、来てくださいと救急車を呼んで、救急車の人在那里で対応して連絡している。今は病名を聞いてやっているような状況もありますけれども、その辺をきちっと、基本的な体制づくりというものをして、その段階において、来たときには、この病院だから、すぐそのところに連携を取るようにしないといけないと思うのです。

ただ茨城県西部メディカルセンターにかけてしまうのです、どうしても。そのときにはどうやったら、今医者がいないからどこかにしてくださいとか、明確な回答をしてあげないと、救急車はいろいろなところでその人を助けるためにしているので、待ち時間がすごく長かったのです、一つの例として言いますと。そういうことに対してもやはり中期計画なり、そういうような場合があったときにはどうやるかとい

うことを、先ほど三浦委員の話とダブってしまうかもしれませんが、その辺もやはり中期計画の中で消防署との連携体制というか、それをもっと綿密に練る必要性を計画の中に入れるべきだと思うのですが、その辺どう考えるか。

○委員長（三澤隆一君） 仁平地域医療推進課長、お願いします。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） お答えいたします。

ちょっと計画の内容とは直接関係ないかもしれませんが、現在やっている取組としましては、救急搬送、応じられなかった事例につきましては、事後にはなりますけれども、救急、消防署のほうと事例の検討会などをやっているというような話は伺っております。また、事前の受入れにつきましては、現状ですと、その当時、当時の当直医が救急隊員から聞き取りをしまして、受け入れるか、転送したほうがよいかというような判断をしていると伺っております。事前の取組ということにつきましては、茨城県西部医療機構のほうにも伝えた上で検討させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） 平間保健福祉部長、お願いします。

○保健福祉部長（平間雅人君） すみません、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、救急指定病院は、協和中央病院、茨城県西部メディカルセンター、結城病院、城西病院と、筑西広域の中で4つございまして、そのうち必ず東に協和中央病院か茨城県西部メディカルセンター、西に結城病院か城西病院というふうに当番病院が決まっております。その日、今日何曜日はどちらかというふうになっていまして、まず救急隊はそちらの病院に転送する。救急指定病院ということの基本としてございます。ただ筑西広域との連携につきましては、今日は内科の医者がいるとか、外科の医者がいるとか、そういった大ざっぱな科のときには消防本部のほうには報告してございますので、ただ内科といいましても、消化器内科、呼吸器内科、腎臓内科、血液内科、神経内科、循環器内科と、特に内科は多岐にわたってございますので、ケースによっては、内科の医者がいるといっても受け入れられるかどうかという専門性としてはありました。先日の全員協議会のほうでもお答えいただいているのですが、そこまでの専門性のはなかなか対応ができていないというふうになってございまして、救急隊のほうとの連携は今後ももっと、なるべくそういった待ち時間を短縮するように進んでいくように、茨城県西部医療機構のほうに働きかけていきたいと考えてございますので。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） このことは、中期計画はいろいろな計画をしておりますけれども、市からの予算とかそういうのも持ち出す関係となっておりますから、要するに患者さんを、ある意味では、変な言い方ですけれども、増やすというか、そういう意味においては、そういうところからやはりこの収支の問題についても関わってくると思うのです。だからその辺はやはりさらなる細かい検討、市民がよく知っている内容というのを把握した上で、要するに計画をしっかりと見詰めてしてほしいということを申し上げたいと思いますけれども、その辺今後やっていただけますか、よろしくお願いします。どうでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 仁平地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） ご意見ですとか、実際に苦情もいただくということは多々ございますので、それは茨城県西部医療機構のほうに度々伝えておりますので、今後検討していただくように働き

かけたいと思います。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） 津田委員。

○委員（津田 修君） 要するに、いろいろなご意見あったのですが、私は原則的にはこの病院は脳科、脳関係、患者さんをしっかりと受け入れられる体制、これをつくっていかねばならぬということで、これを原則に考えておるのです。それで質問なのですが、これ第1期計画書、第2期計画書の中に、脳の関係のものが入っております。これがやはり力が弱いとか、表現力が弱いとか、やはり私に伝わってこないのです。それは速やかに専門的治療を実施できる体制を整備すると、これが1期目も2期目も同じ文面で載っております。この専門的な治療を受けられる体制というのはどういうものか、お話しされたことありますか、それが1つ。

それから、これ古い議員はご存じだろうと思いますけれども、下館の市民病院、これが廃業になってから、新しくされる病院は、脳疾患、心疾患、これが要するに配置されていると、そういう感覚で我々いたのです。それで地域の方々も、この頃やはり脳病というのが大分多かったので、くも膜下疾患とかいろいろありました、脳梗塞なんかも。あの当時は脳梗塞なんかも早く治療すれば、要するに点滴を打てば、軽いものでいくと早く回復するというので、そういうふうなことがあったわけです。だからその当時にはうたい文句として、要するに筑西市の中であれば、どこでも40分、50分で医者に到達ができて、すぐに治療ができると、こういうふうなうたい文句であったのです。我々もあの当時、やはりあちこちで脳の関係の病気があったので、こういう病院ができれば、要するに助かると。渋々といっちはあれですけども、賛成をしたというふうな記憶を持っているのです。あの頃100%で新しい病院を建てることに賛成したわけではありませんから、それは皆さんもご存じだろうと思うのですが、それが2つ。

それから、もう1つは、どうしてもやはり下館病院のトラウマがあるのです。私が聞いているのは、あの病院は開院以来四十何年かたって、やはり黒字になった、要するにそれがないのだというふうな話を聞いていたのです。だからそういうものがあるので、しっかりした病院が建つためには、やはりそういう患者が多いといいますか、脳とか心疾患とか、苦しみの多いそういうものがしっかりと管理ができなくてはいかぬという感覚を持っていたのです。だからそれが、今そういうものが全然表に、この1期、2期の計画を見ると出てこないのです。補填の金額なんかにしても、11億何がしというふうな話が我々に聞こえてくるわけです。そういう形になると、またかと、また二の舞かと、これは言葉は悪いけれども、そんなふうな形になってしまうので、この辺のところもやはりちゃんとした払拭のできるような説明なり状態をつくっていかないと、なかなか難しいものがあるというふうに思います。

よくあの頃言われた、やはり市民病院やちゃんとした病院というのは、地域の方々が一生涯懸命になって助けて、協力しながらやはりつくっていくものだよというものが刷り込まれているわけです。だからそういう状態ではないものね。やはり今、何だあの病院は、脳とか、頭のことを診てくれる病院ではないかと、そういうふうなことを言われる方も結構いるのです。だからそういうところの払拭というのはどんなふうになるのか、ひとつお願いをしたいというふうに思います。

それから、もう1つは、私は提案なのですが、これもほかの議員がおっしゃっていました透析の関係、これをしっかりとした病棟を造っていただきたいと。今やはり透析関係だと、ちょっとこれ説明していただきたいのですが、人数が何人ぐらい患者がいて、医者が何人ぐらいいて、看護師が何人ぐらい、こうい

うふうな状態でやっているのだということをお知らせ願いたいと思うのです。

○委員長（三澤隆一君） 4つですね。仁平地域医療推進課長、お願いします。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） お答えいたします。

まず、脳疾患については、まとめた回答ということになるかと思うのですが、先日3月1日に全員協議会で茨城県西部医療機構から水谷理事長、梶井病院長がこちらへ来ていただきまして。席上ご説明をしたところでございますが、その中の、これは資料にも書いてありますけれども、心疾患、脳疾患の対応についてというところで、脳疾患につきまして、まず専門的治療の可能な医療機関というところには、専門医が複数勤務され、多くの治療数を有する大学病院等に限られ、全国的に集約化が進行している状況であるというような説明がされたところでございます。また、狭心症、急性心筋梗塞、脳卒中、多発外傷は、高次医療機関における迅速な専門的治療により、生命、機能的予後が改善するというようなことも併せてご説明がございました。

茨城県西部医療機構につきましては、特に脳疾患のところでございますけれども、大学病院との連携としまして、脳梗塞については早期の血管内治療により生命、機能的なものの改善が見込まれ、症状が明らかかな場合は、直接大学病院等に搬送する救急医療システムが構築されているという説明がありました。

また、茨城県西部メディカルセンターが担う範囲ということでは、主な疾患として、アルツハイマー、パーキンソン病、てんかん、髄膜炎、これは積極的に受け入れて治療を行っている。それから、脳卒中等につきましては、画像転送システムを活用した上で、治療方針等を大学病院専門医と速やかに協議をし、治療方針を決定するとともに、転送、もしくは当院での治療を行っているというようなご説明があったところでございます。

中期計画のほうは、こういった詳細な記述はありませんけれども、ここで説明のありましたこの体制を進めていくというようなところになるかと思えます。

それから、市民病院のときの黒字にならなかったというところでございますが、こちらについても茨城県西部メディカルセンター、開院から財政的には黒字になってはいないというのが事実でございます。今後の対応としましては、先ほども少し言いましたが、紹介患者を増加させて、そこの入院患者を増やすということで、茨城県西部メディカルセンターの治療可能な範囲というものははっきりさせた上で、地域の医療機関に紹介患者の推進をしていただくということが現実的な対策と考えております。

それから、最後の透析に関する体制ということでございますが、2月のデータということで申し上げますと、1日平均25.8人の患者さんを受け入れているというふうな状況となっております。看護師など体制につきましては、ちょっと資料がございませんので、後ほどお知らせしたいと思います。すみません。

○委員長（三澤隆一君） 津田委員。

○委員（津田 修君） 一番最初の脳関係の専門医のいるところに紹介すると、これが主な治療の方法なのかなというふうな受け取ってしまったのだけれども、実際に茨城県西部メディカルセンターには専門の脳外科にしてもあれだけれども、医者というのはいないのでしょうか。だから、こういう状態ではやはり脳をしっかりと診るという体制ではないと思うのだけれども、その辺どう。専門医がいなくて、やはり一生懸命やっていますよというわけにはいかぬもの、そう思わない。だから、もう駄目だよ、これみんな脳のない病院なんていうのではみんな信頼しないから。我々も最初、だって病院を新しく造るときには、そういうふうな言われたのだもの、40分、1時間で来て、すぐにも治りますよと、そういう病院を造りますよと

いうことで話があったのだもの。皆さんも聞いていたでしょう、多分。聞いていないかね。

だから、そういうふうにあったので、やはりちゃんとそこへ戻さないと、周りの方だって不審に思います。そういうふうにとつて考えてください。でないと、やはりうまくいかないと思います。財政の面でも大分マイナスになっているわけだし、だからその辺のこともよく考えてやっていただきたい。

あと、透析のほうなのだけれども、これは実際に、この筑西市において透析にかかろうとする方々というのも実際には増えているのではない、そうではない。あの病院を造ろうとしたときに、やはり透析患者も増えるという見方をしていましたよね。だから、あれは私は、これは素人が考えるのだけれども、医者も少なく、事実。だから看護師が何人かで手分けしてみると、結構その患者の対応ができるという話を聞いているわけです。それと財政面も、やはり結構プラスになるのだよと話も聞いているので、あれを何とか一番2階の上で200人ぐらいできるようなしっかりしたものを造ってもらえればいいかなというふうに思っているのですけれども、その辺ちょっとお伺いさせてもらって、お願いします。

○委員長（三澤隆一君） 仁平地域医療推進課長、お願いします。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） お答えします。

まず、すみません、先ほどの質問、透析関係の看護師数ということで、ちょっと情報ありましたのでお知らせしたいと思います。まず、正看護師が6名、それから非常勤の看護師で2名、合計8人の体制で透析のほうには当たっているということでございます。

また、脳外科医につきましては、現在非常勤医師2名に来ていただいて治療に当たっているということで聞いております。今後財務状況ですとか、そうした診療科の医師につきましても、茨城県西部医療機構のほうにお話を伝えまして、より充実をしていくように求めたいと思います。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 平間保健福祉部長。

○保健福祉部長（平間雅人君） 透析患者の動向でございますが、議員おっしゃいますように、確かに今糖尿病からの合併症等で若い方でも透析されるような形が増えてきているところでございます。以前ですと、筑西市ではなくて、桜川市、県西病院が桜川市にございましたので、桜川市に治療に、透析に行ったり、二宮町のほうに透析に行ったり、結城市に透析に行ったりということもございましたが、現在は筑西市内の医療機関で透析専門の医院も増えてきてございますので、その辺で市内の一般の開業医を圧迫するような方針はあまり得策ではないというふうには考えてございます。やはり地域医療ということで、茨城県西部メディカルセンターと開業医の先生方の連携ということを重視してございますので、開業医の先生の患者を奪うような、奪うという言い方も失礼ですが、というような方策ではなく、前の委員会でもお話しさせていただいたことがあるのですが、透析というのは午前と午後、半日潰れて週3回とかになりますので、やはり昼間働いている方の影響を考えますと、本来は夜泊まりながら透析できるような仕組み、現在ですと、近くですと小山市とかにまで行っている方がいるものですから、働いている方は。そういったことを考えて、前にも茨城県西部メディカルセンターのほうには、そういう夜間の透析のほうをやることで、働いている方とかの、もっと生活の質を上げることができないかというようなお話をさせていただいたのですが、なかなか受入れはしていただけなかったところがございまして、今後も市内の開業医でできない部分の透析に関して、茨城県西部メディカルセンターでやっていけるような体制を構築するように協議していきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 津田委員。

○委員（津田 修君） そういうことなのだよ、最近透析をしながら仕事をしたり、そこまでできるようになったのです。なかなかやはり、昔は透析なんかやってしまうと、20年、30年、だんだん時間が来ると、やはり病院に入る口になってしまって、ただ、言葉は大変悪いのだけれども、透析やって生きているだけだというふうな状態が多かったのだよね。だけれども、最近は何か透析も軽い人なのかな、やはり透析打ちながら仕事もできると、そういうふうな状態になってきているので、やはり透析を受ける方は多くなるのではないのかなというふうに思いますので、何とかこういう施設なりしっかりできるといいなというふうに思っています。

それと、経営の面だけれども、やはり……

○委員長（三澤隆一君） 今4回目、これ要望ですか。

（「今のは要望です」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 4回目になります。よろしいですか、まだあれば。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） では、仁平委員。

○委員（仁平正巳君） まず、この病院を造るときに担当であった職員とか責任ある方は、部署の異動とか退職してしまって、今現在担当になっている人は、とんだところに来たなど実際思っていると、心情をご推察申し上げているのですが、計画ですから、あくまでも計画目標、今後4年間の目標だから、達成できなくても仕方がないのです。なぜそんなことを言うかといいますと、病院を造るときに、これは本会議で当時の部長が答弁していますけれども、開院3年目から黒字化すると、公立病院再編統合により黒字化できると明言をしているのです。それすらも守られていない。今後3年どころか、七、八年ずっと赤字を補填していかなければならない病院になってしまったわけです。

我々は、当初独立行政法人というまやかしの言い方で、市から財政的に離れるのだというイメージを植え付けられて始まった病院なのです。ところが始まってみると、結局赤字補填分は市が負担する、市の持ち物というような、市民もそういう印象でいます。ですから、先ほどある委員が言われたとおり、下館市民病院のトラウマになって、ずっとこのまま赤字を背負っていくようにという認識は変わりません。

そこで、お尋ねするのですが、下館市民病院の看護師が相当数移行しました、茨城県西部医療機構のほうに。そのときに公務員であった身分から退職金を受け取っていないと思うのですが、今回定年を迎えて退職する看護師もいるということで、実際に今看護師さんの平均年齢は幾つなのか、それを教えていただきたいことと。

それから、この計画書を作るときに、確かに2度説明会、全員協議会でありましたけれども、本当ならば、市長が言うように議員の皆さんに相談してという、常日頃言うとおりの、項目ごとに議員にいろいろな要望を聞いたりして計画書を作るのが本筋であって、計画書を作ってしまったから、案という、作ってしまったから我々の意見を言っても、意外と文言直していません、これね。非常に矛盾も感じられるわけです。文言できれいな事を書いていますけれども、「入院患者数を確保し」と言っていますけれども、看護師の数が少なくて、もちろんドクターの数も少ないわけですから、具体的には整合性が取れないわけです、看護師もなかなか募集に応じてくれない。真壁医師会と仲がいいという、真壁医師会では、少し話それます

けれども、下記の地域のクリニックでは、茨城県西部メディカルセンターを紹介しません、ほとんどつくば方面の病院を紹介します。ですから、真壁医師会と仲がいいというのは、これまやかしなのです。大型店ができて、小売店がその大型店を応援しないのです、自分の患者取られてしまいますから。だから紹介状書くなんていうことはやっていません、明野方面のドクターはみんなつくば方面です。

それから、診療報酬の未収金対策の強化に取り組むなんていうことがありますけれども、これそんなに大きい金額なのですか、未収金は、もう既に。強化に取り組むということは、未収金がかなりあるということで、何かそういうイメージですけれども。

それから、前後してしまいますけれども、看護師が退職するときに、下館市民病院の公務員だった看護師の退職金は払うのか、公務員としての退職金は茨城県西部医療機構が払うのかどうか。

それと、コロナ禍によって国のほうから1床当たり約2,000万円の補助金が出ています。5床でしたか、茨城県西部メディカルセンターでは、現在コロナ病床は。それは1床当たり2,000万円くれるという国の方針ですけれども、どのぐらい頂いたのか。今後の見通しは立っていないということは、先ほどから説明受けましたけれども、その点についてお尋ねします。

○委員長（三澤隆一君） 仁平地域医療推進課長、お願いします。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） お答えいたします。

まず、市民病院時代の看護師が独立行政法人の設立時に移行したというところに関連しまして、看護師の平均年齢でございますが、令和2年のデータでございますが、平均年齢40歳ということで伺っております。

それから、退職金に関するところでございますけれども、職員移行の際に、看護師から意向調査を行いまして、ここで退職金を受け取るか、それとも茨城県西部医療機構のほうで勤めた上で退職金を受け取るかというところのアンケートを実施したということは聞いておりまして、そこで看護師の選択によりまして、当時退職金を受け取らずに、茨城県西部医療機構で勤務の後に退職金を受け取るという選択をした方がいらっしゃるということは聞いております。その際の退職金につきましては、茨城県西部医療機構のほうから支払われるということになります。

それから、中期計画作成時に議員から意見を聞いていないというところでございますが、中期計画でございますけれども、これは前段としまして、市が作成しました中期目標を達成するために、法人のほうで計画を作成するということになりますので、そうしますと、中期目標の決定時に議会にお諮りしていると、全員協議会などでもご説明しているということでもありますので、そちらでご意見を反映するような仕組みというのは今後検討させていただければと思います。

それから、明野地区での患者の紹介ということになりますけれども、これは西部医療機構開院前から、明野地区の先生方はつくばのほうに紹介していたというような経緯もございまして、なかなか切り替えも進まないのかなというふうな考えはありますが、今後の対策としましては、やはり茨城県西部医療機構で受け入れられる範囲というものはきっちり明確にした上で、ご説明に歩いた上で、信頼を徐々に勝ち取っていくしかないのかなと思っております。

それと、診療報酬の未収金の強化対策のお尋ねでございますが、すみません、金額についてちょっと資料がありませんので、現在お調べして、後でお知らせしたいと思っております。

それから、病床確保の補助金でございますが、現在の状況ですと、この前の全員協議会の資料でご説明

しましたように、3月現在ですと、茨城県西部メディカルセンターにおきまして、中等症の患者用に10床、重症の患者用に1床、それから疑い患者用に2床、合計13床用意をしているということでございます。これに加えまして、病棟1つ閉鎖して、専用の病床もつくっているということでございまして、国の病床確保の補助金につきましては、これらについて補助の対象になっているということでございます。今年度の見込みですが、恐らく10億円以上になるというところが見込まれるところでございます。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 分かりました。それで、その退職金は茨城県西部医療機構のほうで退職金を頂くという看護師さんは何人いるのかということ、それからこれ実は看護師の確保に山形県の日本海総合病院、これ560床だと思うのですが、前に私議案質疑のときにちょっと触れましたけれども、敷地内に24時間体制の看護師専用の直営で保育施設をつくったわけです。そうしますと、シングルマザーも含めて、小さいお子さんをお持ちの、看護師の資格があっても勤めに出られないという人、結構いるわけです。安心して夜中でも夜勤でも子供が預けられるような保育施設をつくれれば、看護師の募集はもっとスムーズに、よそでやらない方策として、これが大成功したという、研修のときに話を聞いていた例がございまして、そういうことも含めて、ただやみくもに募集をかけて看護師を確保するのではなくて、そういう特徴的な、安心して仕事ができる、そういう保育施設をつくるのも一つの方策かと思うのです。これは提案です。その件についてコメントがあればお伺いをしますけれども、そういう方法もありますので、よく考えていただきたいと思います。

それから、もう1つ、先ほど来病院の対応について例が出されましたけれども、実は昨年私の自宅の前で交通事故が起きたのです。そのときに近所の若い男性ですけれども、頭を少し切って血が流れているわけです。私のうちの駐車場でちょっと休ませて、救急車すぐ来ました。本当に五、六分で来るのですけれども。私言ったのです、早く茨城県西部メディカルセンターに運んでくれと、そうしたら、救急車の隊員が、最初からこうやっています、あそこ駄目だって。私のことを議員だとは知らなかったのです、その人、言ってしまって失敗したと思うのですけれども。結局はつくば市のほうの記念病院に運びましたけれども。もう救急隊員が駄目だと言っているのだから、意味分かりませんよ、何で駄目だか。それが現実なのです。病院というのは何て言ったって信頼関係ですから、患者があそこへ行けば少なくとも助かるというような信頼関係がないと、これから先も黒字化にするのはなかなか難しいわけですから、そういう例もあるということ、それは答弁結構ですけれども。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） 仁平地域医療推進課長、お願いします。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） まず、保育施設に関しまして、現状お知らせしておきたいと思えます。茨城県西部メディカルセンターにおきましては、現在院内で保育施設、今スペースを確保して事業を実際行っております。毎月10人までは行かないのですけれども、7名程度の利用はあるということで伺っております。今後いただいたご意見を伝えまして、ここも対策を強化するように伝えたいと思えます。

以上です。

（「退職金もらうというのは」と呼ぶ者あり）

○地域医療推進課長（仁平正幸君） （続）退職金のほうは、併せて後でお知らせしたいと思えます。

補足ということで申し上げたいと思います。移行時に茨城県西部医療機構のほうの正職員となった方、市民病院、県西総合病院と合わせますと130人、何人かの方は退職されているということでございますので、詳細のほうは調べましてお知らせしたいと思います。

○委員長（三澤隆一君） ほかにいらっしゃいますか。

箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） コロナの中で特にご苦労されていると思うのですが、4年間の計画と、こういうふうなことで、民間の病院であれば、収支というふうなものに重きを置いていろいろな計画を立てるのではないかとと思うのですが、市民の目線から見ますと、新しい病院ができた、大学病院と同じような見方をしている方が多いのです。筑波大学病院、あるいは自治会大学病院と、同じようなものをちゃんとやってくれるのではないかと、そんなことで期待している人が多い、ところが2次医療機関というふうなことで、その辺のところでは市民の思いと違うところがあると思うのですが、やはり周知を充実してやるとなると、もっともっと違う形のあれができるのでしょけれども、この市民の生命、財産を大事にすると、いろいろなものの急疾患とかそういったものに対応するというふうなことで考えた場合には、なかなかそこのほうの対応と周知とバランスの取り方が非常に難しいと思うのです。

そういう中で、水谷理事長はじめ梶井先生、最初の頃ですか、全員協議会で挨拶してくれましたけれども、非常に熱い思いを語っていただきました。そういったものがあってここまで来ているのではないかと。例えば医師の確保とか、これもなかなか難しい問題があったと思うのですが、よくこれだけ集まったなど、そんな感じがいたします。ましてコロナというふうなことで、これからもっともっと大変なことがあると思うので。

そういう中で、これ4年間の計画ということなので、そういう中で周知というふうなことを大事にすれば、また別なものがあると思うのですが、患者というふうなことを考えた場合に。4つの病院の名前を挙げましたね、結城病院、城西病院、協和中央病院、茨城県西部メディカルセンターと、こちらの4つの病院でこれいろいろな連携というものをしっかり保って、こういう患者の場合にはここと、こういう患者の場合にはここと、得意とするものを分けてやっているのかどうか。これみんな同じものを、4つの病院が365日24時間対応というふうなことで医者を用意しておくといったら、大変なことになります。えらい費用がかかるわけです。そんなことはまず不可能ではないかと思うのですが、この辺の連携というふうなものがどういうふうに進んでいるのかなと、それが1つです。

あともう1つは、診療所です。前市民病院があったところの診療所、これ4年間の事業計画の中には、具体的にどうなるというふうな目標が、ちょっと計画が立っていない。これについてはどうなのかと、こらだけちょっと。

○委員長（三澤隆一君） 仁平地域医療推進課長、お願いします。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） お答えいたします。

まず、4病院の連携に関しましてですけれども、まず現状ですと、これ先ほど部長からご説明しましたように、病院群輪番制ということで、救急を当番制で当たっているというふうな状況がございます。病院ごとにその診療科を分けるというふうなことは実際は行われていないと考えております。また、茨城県西部メディカルセンターを設立する際の診療科の検討では、地域の医療機関で賄われている診療科はあえて設置しないというふうな考えもあったということで聞いていただいております。

それから、筑西診療所の計画ということでございますが、筑西診療所は特に外来は一部やっておりますけれども、在宅診療などのほうに力を入れるというような方向性で聞いておりますので。すみません、中期計画の具体的な記述はないかと思いますが、そういった方向に力を入れるということは聞いております。以上です。

○委員長（三澤隆一君） 箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） 診療所のほうから先に行きますと、それは分かりますけれども、では4年間の中には、具体的な動きはまた明示されないということですね。

それと、4つの病院の連携というふうなことなのですが、やはりそれぞれ得意な分野とする、そういったものを、ここの病院にはこういった先生がたくさんいますよと、そういうふうな形でやったほうが、それをはっきり市民の皆さんにも分かったほうが、より喜ばれるのではないかと思うのですが、茨城県西部メディカルセンターに行けば何でもできるのだと、そうではなくて、そこは大学病院ではないのですよと、2次医療機関なのですよと、脳疾患はここだとか、心疾患はここだとか、そういうふうな形である程度色分けしてやって、得意分野をつくってやったほうが、そういったことを市民の皆さんが分かったほうが医療機関としてはいいのではないかなと、素人の考えながら思うのですが、みんな茨城県西部メディカルセンター、そういったものをカバーしようと思うと、これは無理なことなのではないかなと思うのです。ですから、その辺のところも、これは計画に盛り込むということはちょっと無理かと思うのですが、現実にはそういったこともぜひにやっていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） これは要望ですか。

○委員（箱守茂樹君） こういうところで議論するわけではないから。

○委員長（三澤隆一君） 分かりました。

では、ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を終結いたします。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより、議案第6号の採決をいたします。

議案第6号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構第2期中期計画の認可について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） では、ここで休憩を入れます。

休 憩 午前11時 3分

○委員長（三澤隆一君） それでは、時間になりましたので、引き続き再開させていただきます。

次に、議案第7号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、保健福祉部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第7号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと思います。

それでは、地域医療推進課から説明を願います。

仁平地域医療推進課長、お願いいたします。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） どうぞよろしくお願いいたします。着座にてご説明いたします。

議案第7号のうち、地域医療推進課所管の補正予算についてご説明いたします。

初めに、16ページ、17ページをお開き願います。款21諸収入、項6目6雑入、節6雑入、説明欄23、夜間休日一次救急診療所医療収入3,241万1,000円の減額をお願いするものでございます。こちらは新型コロナウイルス感染症が収束せず、真壁医師会地域外来・検査センターを開設しております影響のため、夜間休日一次救急診療所の年間診療の予定が5月の連休と年末年始に限定されたことによりまして、予算積算時の医療収入が見込めなくなったことによる減額でございます。

次に、その下となります。説明欄38、県西総合病院組合医療収入22万6,000円の増額をお願いするものでございます。これは令和3年度分としての県西総合病院の未収分の診療報酬費の収入によるものでございます。

その下となります。説明欄50、真壁医師会地域外来・検査センター運営委託料につきましては、12月31日から1月3日まで地域外来・検査センターを開設せず、夜間休日一次救急診療所を臨時的に開設したことによりまして、夜間休日一次救急診療所運営費に充当するため、41万2,000円の増額をお願いするものでございます。

その下となります。説明欄55、地域ケア基盤整備推進事業費補助金返還金（消費税仕入控除税額分）7,000円の増額をお願いするものでございます。これは令和2年度におきまして、市内の訪問看護事業者が在宅医療サービスのための機器整備に対して補助を受けたものであり、補助金の充当を受けた経費の消費税が控除対象仕入税額として控除できる一方、補助金収入は消費税法上非課税取引となるため、補助金の充当を受けた経費の消費税を含めて仕入控除を受けた場合、自らが支払っていない消費税の仕入控除を受けたことになることから、仕入控除税額分の補助金を返還していただくものでございます。補助金確定額118万8,000円に対しまして、仕入控除税額は7,903円となりますので、7,000円を歳入計上しております。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目17諸費、節22償還金利子及び割引料、説明欄、償還金6,000円の増額をお願いするものでございます。こちらは歳入で計上しました地域ケア基盤整備推進事業費補助金、消費税仕入控除税額分のうち、茨城県への返還分となります。地域ケア基盤整備推進事業費補助金につきましては、補助対象経費に対して、県から2分の1、市から4分の1の補助金を支出しているため、返還分は、県2に対し市1の割合となります。歳出では、仕入控除税額の3分の2を県への返還分として計上いたしました。

次に、24ページ、25ページをお開き願います。款4衛生費、項1保健衛生費、目5地域医療対策費、説

明欄、夜間休日一次救急診療所運営費2,217万8,000円の減額をお願いするものでございます。これは歳入でご説明しましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による診療日数の縮小に伴いまして、診療所の運営経費を減額するものでございます。併せて診療所医療収入の減額に伴い、運営経費の一部982万1,000円につきまして、一般財源からの支出をお願いするものでございます。

続きまして、説明欄、県西総合病院組合清算事業87万4,000円の増額をお願いするものでございます。これは令和3年2月から令和4年1月までに県西総合病院の未収分の診療報酬27万2,400円の歳入があったことにより、筑西市と桜川市の負担割合、筑西市19.36%、桜川市80.64%の割合に応じまして、桜川市へ支出するものでございます。また、桜川市が実施した県西総合病院の解体事業に伴います高濃度PCB処分費用の令和3年度分負担金を、同様の負担割合により桜川市へ支出するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（三澤隆一君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 確認をしておきたいのですが、7ページの第3表、債務負担行為補正のところ、追加として、筑西あけの元気館等複合施設指定管理委託（令和3年度減収補填分）とありますけれども、これは元気館とやすらぎさんのJVでやっていますよね、指定管理者。

（「違うんじゃないの」と呼ぶ者あり）

○委員（仁平正巳君） （続）違うの、どこで入るの、これ。

（「総括的にご説明したのですが、こちらのほうは健康増進課のほうです」と呼ぶ者あり）

○委員（仁平正巳君） （続）だからどこのところ、この次、健康増進課はどこに書いてあるの。書いてなくちゃ分からない。

（「……の上から3番目に」と呼ぶ者あり）

○委員（仁平正巳君） （続）次ね。では、分かりました。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

それでは、次に健康増進課から説明願います。

○健康増進課長（國府田和伸君） 健康増進課、國府田です。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

議案第7号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、健康増進課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正の1、追加でございます。1番目の事項、「筑西あけの元気館等複合施設指定管理委託（令和3年度減収補填分）」でございます。期間、令和3年度から令和5年度。限度額、1,188万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これは企画部が所管しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業に係るもので、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による臨時休館や施設利用者の減少等に伴い、利用料金収入の減少した指定管理者へ指定管理委託料の補填をするものでございます。詳細につきましては、次でご説明いたし

ます。3、歳出にてご説明いたします。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目19新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費、節12委託料、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業、12委託料、指定管理委託料1,387万2,000円のうち、筑西あけの元気館等複合施設指定管理委託料分1,306万8,000円の増額をお願いするものでございます。

筑西あけの元気館等複合施設は、利用料金収入によって運営されている施設ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、臨時休館や施設利用者の減少を余儀なくされ、当初の収支計画に対して利用料金が著しく減少しております。そのため指定管理委託料を増額し、指定管理者の事業運営を支援することにより、公共施設サービスの継続を図るものでございます。

経費の明細でございますが、収入減少額から支出不用額を差し引いた額を収支影響見込額といたしました。この収支影響見込額を上限として、令和4年2月13日時点で、令和4年3月31日までの収支実績による収支影響額を確定し、令和3年度の指定管理委託料の増額をお願いするものでございます。

続きまして、24ページ、25ページをお開き願います。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節12委託料、説明欄、定期予防接種事業348万7,000円の増額をお願いするものでございます。これは約14種類の予防接種ワクチンの中で、特に子宮頸がん予防ワクチンと高齢者インフルエンザワクチンの予防接種数の増加が見込まれることから、増額補正をお願いするものでございます。子宮頸がん予防ワクチン接種につきましては、差し控えていた積極的勧奨の再開による増が見込まれるためでございます。また、高齢者インフルエンザワクチンにつきましては、接種数の増によるものでございます。理由としまして考えられるのは、高齢者の新型コロナウイルス感染症予防でのワクチン接種で、インフルエンザワクチン接種の関心の高まりが接種数の増になっているものと考えられます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（三澤隆一君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） それでは、先ほどは失礼しました。これはつまり令和3年度にコロナのために休館したその減収分を、JVですね、やすらぎと。両方でその金額なのですか、筑西あけの元気館単独ではなくて。

○委員長（三澤隆一君） 國府田健康増進課長、お願いします。

○健康増進課長（國府田和伸君） こちらは筑西あけの元気館だけの金額でございます。

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） そうしますと、令和3年度は何日間休館したのか、例えば筑西遊湯館は75日かな、休館したのです。同じぐらいかどうか。それと、令和3年から5年度と期間が書いてありますけれども、これは3年分で計算しているのか、令和3年度の1年分の補填額なのか、お願いします。

○委員長（三澤隆一君） 國府田健康増進課長、お願いします。

○健康増進課長（國府田和伸君） 令和3年度につきましては2月13日まで、去年の4月から今年の2月13日までで96日間でございます。それとあと、こちらのほうは指定管理を5年で設定しておりますので……

（「この7億円ですね」と呼ぶ者あり）

○健康増進課長（國府田和伸君）（続）はい。その中の1年分で、全体的にその分が増えるものですか、残りの期間を含ませていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） そうすると、筑西あけの元気館に1,306万円払うということによろしいのですか。

○委員長（三澤隆一君） 國府田健康増進課長、お願いします。

○健康増進課長（國府田和伸君） 1,306万8,000円の増額をお願いするものでございます。

○委員長（三澤隆一君） ほかにいらっしゃいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） では、質疑を終結いたします。

次に、障がい福祉課から説明をお願いします。

○障がい福祉課長（野村 武君） 障がい福祉課、野村です。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第7号のうち、障がい福祉課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

まず、14、15ページをお開き願います。歳入でございます。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、説明欄38、障害児施設措置費負担金1,904万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは障害者総合支援法に基づく事業の増に伴うものでございます。

次に、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、説明欄9、地域生活支援事業費等補助金1,830万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。こちらは国庫補助金内示の額の減額に伴うものでございます。

次に、款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、説明欄32、障害児施設措置費負担金952万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは国庫負担金でご説明しました障害者総合支援法に基づく事業の増に伴うものでございます。

続きまして、16、17ページをお開き願います。款16県支出金、項2県補助金、目3民生費県補助金、説明欄9、地域生活支援事業費等補助金915万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。こちら国庫補助金でご説明いたしました国庫補助金内示額の減額による県補助金の減額に伴うものでございます。

続きまして、22ページ、23ページをお開き願います。歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目2身体障害者知的障害者福祉費、説明欄、障害福祉サービス費給付事業3,816万円の増額補正をお願いするものでございます。これは障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの中の、主に放課後等デイサービス等を利用されている方に関わる経費でありまして、令和3年度の報酬改定及び利用者の増と、利用度の増加に伴うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） 質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

次に、高齢福祉課から説明をお願いします。

吉原高齢福祉課長、お願いします。

○高齡福祉課長（吉原真由美君） 高齡福祉課、吉原です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第7号のうち、高齡福祉課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

16、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款19繰入金、項1目1節1特別会計繰入金、説明欄3、介護保険特別会計繰入金412万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは高齡者買い物支援事業の財源に保険者機能強化推進交付金を充てるため、介護保険特会計から繰り入れるものでございます。保険者機能強化推進交付金実施要綱により、市町村が行う高齡者の自立支援、重度化防止等に関する取組を支援する目的で一般会計に繰り出すことができるとされております。

次に、22ページ、23ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目5老人福祉費、説明欄、高齡者等買い物支援事業でございます。財源内訳の一般財源412万1,000円を、歳入でご説明いたしました介護保険特別会計繰入金に振り替えるものでございます。

また、その下、節27繰出金、説明欄、介護保険特別会計繰出金でございます。これは介護予防生活支援サービス事業費が不足することに伴い、市の公費負担割合に応じ、18万5,000円を介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。詳細は介護保険特別会計でご説明いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

次に、医療保険課から説明を願います。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 医療保険課の坂谷です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第7号のうち、医療保険課所管の補正予算についてご説明いたします。

22ページ、23ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目8老人医療給付費、節27繰出金、説明欄、後期高齡者医療経費202万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは一般会計から後期高齡者医療特別会計へ繰り出すためのものでございます。詳しくは後期高齡者医療特別会計補正予算でご説明いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第8号「令和3年度筑西市後期高齡者医療特別会計補正予算（第4号）」について、審査を願います。

引き続き医療保険課から説明を願います。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 議案第8号「令和3年度筑西市後期高齡者医療特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出にそれぞれ202万6,000円を増額する補正予算でございます。10ページ、11ペ

ージをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2その他繰入金、節3説明欄1、その他会計繰入金202万6,000円の増額をお願いするものでございます。これは一般会計から繰入額を計上したものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金、節18負担金補助及び交付金、説明欄、後期高齢者医療給付費納付金202万6,000円の増額補正でございます。これは後期高齢者医療広域連合に納付金として支出する医療給付費納付金が、医療費の伸びにより当初予算額を上回ったことによるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

議案第8号について、討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決をいたします。

議案第8号「令和3年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって本案は可決されました。

次に、議案第9号「令和3年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第4号）」について、審査を願います。

高齢福祉課から説明を願います。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 高齢福祉課長の吉原です。よろしくお願いいたします。着座にて説明いたします。

議案第9号「令和3年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,743万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ93億5,094万9,000円とするものでございます。

初めに、10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款4国庫支出金、項2国庫補助金、目10地域支援事業交付金、節1介護予防事業交付金、説明欄1、現年度分介護予防事業交付金36万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、この後歳出でご説明いたします地域支援事業の増額に伴う国の公費負担割合による交付金でございます。

その下、目14節1、説明欄1、保険者機能強化推進交付金1,356万3,000円、その下、同じく目16節1、説明欄1、介護保険保険者努力支援交付金1,274万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、令和3年10月に国庫補助金の交付が決定したものであるものでございます。

次に、款5項1支払基金交付金、目2節1地域支援事業交付金、説明欄1、現年度分地域支援事業支援交付金39万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、地域支援事業の増額に伴う第2号保険者の負担割合による交付金でございます。

次に、款6県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金、節1介護予防事業交付金、説明欄1、

現年度分介護予防事業交付金18万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、地域支援事業の増額に伴う県の公費負担割合による交付金でございます。

次に、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目10地域支援事業繰入金、節1介護予防事業繰入金、説明欄1、現年度分介護予防事業繰入金18万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、地域支援事業の増額に伴う市の公費負担割合を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款4地域支援事業費、項3目1介護予防・生活支援サービス事業費、説明欄、介護予防・生活支援サービス事業でございます。財源に、先ほど歳入でご説明いたしました介護保険保険者努力支援交付金1,274万5,000円を充当することにより、現年度分普通徴収保険料の充当分が減額となるとともに、61万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、要支援認定者事業対象者の増加に伴う介護予防・生活支援サービス事業費の配食サービス委託料などの増加によるものでございます。

次に、その下、目2介護予防ケアマネジメント事業費、説明欄、介護予防ケアマネジメント事業でございます。財源に、先ほど歳入でご説明いたしました保険者機能強化推進交付金377万7,000円を充当することにより、現年度分普通徴収保険料の充当分が減額となるとともに、85万円の増額補正をお願いするものでございます。これは要支援認定者事業対象者の介護予防サービス利用の増加に伴うケアプラン作成費の増加によるものでございます。

次に、同じく項4目1一般会計予防事業費、説明欄、介護予防普及啓発事業でございます。財源内訳の現年度分普通徴収保険料566万5,000円を、保険者機能強化推進交付金へ振り替えるものでございます。

次に、款5項1目1基金積立金、節24積立金、説明欄、介護給付費準備基金積立事業2,185万円の増額補正をお願いするものでございます。これは地域支援事業の財源として、保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金を充当したことによる介護保険料の余剰金を基金へ積み立てるものでございます。

次に、14、15ページをお開き願います。款6諸支出金、項3繰出金、目1一般会計繰出金、説明欄、一般会計繰出金でございます。財源に保険者機能強化推進交付金を充当し、412万1,000円を一般会計に繰り出すものでございます。これは先ほど議案第7号で説明いたしましたとおり、買い物支援事業の財源に保険者機能強化推進交付金を充てるため、介護保険特別会計から一般会計に繰り出すものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○委員長（三澤隆一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

議案第9号について、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決をいたします。

議案第9号「令和3年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第4号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって本案は可決されました。

次に、議案第13号「筑西市特別職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（分割付託分）」の審査を願います。

なお、この議案第13号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと思えます。

引き続き高齢福祉課から説明を願います。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 引き続きよろしくお願ひいたします。着座にて説明いたします。

議案第13号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」のうち、高齢福祉課所管のものについてご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、非常勤特別職の報酬額を規定しております別表第2第4項に規定されている生活支援コーディネーターを削除するものでございます。この改正につきましては、生活支援コーディネーターは、その活動がボランティアとしての要素が強く、またその報酬が活動量に応じた支払いとなっていることから、これを非常勤特別職ではなく、ボランティアの位置づけとするため、規定を削除するものでございます。

この条例の施行日は、令和4年4月1日でございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第17号「筑西市国民健康保険税条例の一部改正について」、審査を願います。

医療保険課から説明を願います。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 医療保険課の坂谷です。よろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

議案第17号「筑西市国民健康保険税条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

改正理由でございます。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、令和3年6月11日に、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令が、令和3年9月10日に交付され、この2つの法令におきましては、国民健康保険税に関する改正部分について、令和4年4月1日から施行されることとなりました。また、茨城県が県内全市町村に対しまして、国保税賦課方式の統一化を推進していますことへの対応並びに用語等の統一を図るものでございます。

次に、改正内容でございますが、1点目、国民健康保険税の賦課方式の変更に伴う税率の変更、2点目、未就学児の被保険者均等割減額に係る法規定の新設、3点目、6歳から18歳までの被保険者均等割額の減免の新設の以上の3点でございます。

初めに、1点目でございます。1ページ下から7行目を御覧願います。賦課方式の変更に伴う平等割の廃止により、条文中「所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額」を「所得割額及び被保険者均等割額」に改め、平等割廃止によります均等割額の変更に伴い税率表を改めるものでございます。

内容といたしましては、3ページ、下から7行目、均等割額「2万2,000円」を「3万2,000円」に、後

期高齢者支援金等課税額のうち、均等割額「7,000円」を「1万3,000円」に、加えて介護納付金分課税額のうち、所得割「1.7%」を「1.8%」に改めるものでございます。

また、このことに伴う所得による均等割額の減額につきましては、3ページ、一番下から4ページを御覧願います。別表第2第1号の部アの項中、基礎課税額の均等割額「1万5,400円」を「2万2,400円」に、同表同号の部ウの項中、後期高齢者支援金等課税額の均等割額「4,900円」を「9,100円」に、同表第2第2号の部アの項中、均等割額「1万1,000円」を「1万6,000円」に、同表同号の部イの項中、後期高齢者支援金等課税額の均等割額「3,500円」を「6,500円」に、同表第2第3号の部アの項中、均等割額「4,400円」を「6,400円」に、同表同号の部ウの項中、後期高齢者支援金等課税額の均等割額「1,400円」を「2,600円」に改めるものでございます。

これらの税率につきましては、変更前の令和3年度算出額に近づけるようシミュレーションした結果に基づくものでございます。

次に、2点目でございます。2ページ、上から8行目を御覧願います。国の法規定の新設による未就学児の均等割額減額に関わる改正でございます。同ページ下の14行目の(1)から御覧願います。(1)基礎課税額の7割、5割、2割減額後及び減額されないそれぞれの均等割額から半減されるものでございます。

同様に20行目、(2)から御覧願います。(2)後期高齢者支援金等課税額のそれぞれの均等割額から半減されるものでございます。

次に、3点目でございます。3ページ、6行目を御覧願います。(4)6歳から18歳までの被保険者の均等割額の減免に係る条文の新設でございます。茨城県内における賦課方式の統一化に伴い、多人数被保険者世帯に負担が大きくなることから、対象となる被保険者の均等割額を一部減免することで負担を軽減するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条第2項及び第3項並びに第5号の改正等は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

議案第17号の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長(三澤隆一君) それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員(三浦 譲君) どれだけの世帯が値下げ、値上げになるのかということがよく見えなかったので、モデルケースに沿って見てみたほうが、イメージがつかみやすいかなと思って、私近所のうちのいろいろな世帯を当てはめて計算してみました。そうしたら、例えば農業をやっていて両親とそれから息子さん夫婦、これは4人ですけれども、そうすると3万6,000円の値上げになるということなのです。それから、学校に通っている孫がいる家庭があるのですが、ここは5万円の値上げになってしまうのです。それから、夫婦2人で農業をやってるといった場合は4,000円の値上げ。親が1人と、あと夫婦2人でハウスをやってる家があるのですが、大人3人です。これが2万円の値上げになるといったように、それからもう1つやってみたら、40代夫婦で子供2人いた場合、これが小学校、中学校で、1万8,000円の値上げになってしまうのです。

前にもらった資料で値下げになる部分というのは、1人世帯のところは必ずと言っていいほど値下げになると、そのほかは値上げになると。ただ7割、5割、2割の軽減措置があるので、そのところが、私のモデルケースではそれも当てはめてちょっとやってみた結果なのですけれども、その軽減世帯がどれだ

けあるかというのを大体イメージとしてつかんでいないと、その7割、5割で、先ほど単純計算した場合の値上げから、もっと値上げ幅が少なくなるというところが見えてこないのです、まず1つ伺いたいのは、軽減世帯数、7割軽減、5割軽減、2割軽減の世帯数はどれだけ現在あるのかというのが1つです。

それから、次に、時間ないのでまとめて聞きますと、未就学児は均等割が半分になります。18歳以下は9,000円引きになります。こういった軽減措置はずっと継続できるのかどうか、財源から見てどうなのか。国のほうでは未就学児の半減のほうは言っていますけれども、あと18歳以下の9,000円引きの部分は、県から財源が来て、市が判断するというものですから、これ継続できるのかなというふうに心配しているわけですが、それをお願いしたいと思います。

それから、法定外繰入れ、これも保険料には大きく影響すると、この繰入額は今回の算定では今までと同じと考えていいのかどうか。

それから、国、県のほうでは、法定外繰入れはなくしてくれという要請があります。それに対して今後どうするのかという、市の現在の考えはどうかというのをお尋ねいたします。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） 坂谷医療保険課長、お願いします。

○医療保険課長（坂谷康弘君） お答えいたします。

今世帯が大体1万5,000世帯いらっしゃるのですけれども、7割軽減の世帯がうち4,101人、5割軽減のところは2,198人、2割軽減の方が1,812人で、現在の52%が軽減世帯になる形です。内訳が大体7割は26%、5割が14%、2割が残り12%ぐらいなのですけれども、その方が軽減世帯の内訳になります。

次に、今回の軽減についてなのですけれども、国のほうは半額ということを決めていらっしゃいますので、それは逆にある意味拡充を要望しているところが多いので、これは6歳ではなくて、例えばどんどん上がっていく可能性のほうが高いと思われまます。

今回2割の減額をお願いしているところなのですが、それにつきましては、県の交付金を当てにしているところがございますが、県は複数年間交付金は出すとおっしゃっていますが、交付金の額については、あと期間については明言されておりません。なので、我々といたしましては、例えばこれを使って財源に充てると申し上げましたけれども、それを基に例えば1年でやめるとか、2年でやめるという複数のことを考えて制度設計をしたわけではございませんので、なるべく複数というか、2年で終わっては意味がないので、複数年という形で考えてシミュレーションをした結果でございます。

3番目の法定外繰入れにつきましてなのですが、国のほうは確かに赤字財政の解消のことをうたっていますが、今回の2方式に移行するに当たりまして、新しく税率とかそういうことを組み立てる市町村がいらっしゃると思いますので、それについて解消するべきなのか、要は徴収率を上げて、赤字財政に向かうべきなのかということについて、県のほうでは、それは別に考えてほしいというような答申が出ていますので、正直申し上げて、上がる世帯もいらっしゃいますので、我々といたしましては、前調定と、令和3年の調定と変わらないような積算でやったところがございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 軽減世帯が全体の52%で、7割というところが多いですから、こっちのもらった表で見えていくと、例えば2人世帯1,200円アップ、3人だと6,000円アップと、4人だと1万8,000円、5人、

6人まで行くと2万円ちょっとというふうになって、軽減措置があつて、なおかつ値上げになってしまうというところがあるのです。私さつきモデルケースでやりましたけれども、額が4人でも3万6,000円のアップになるものですから、その世帯数は全体の432世帯という表はもらっていますけれども、3人当たりだと1,000円を超えていますから、3人で2万円のアップですから、納付書が来たときに、1,000円、2,000円ではなくて、万の値上げというところは、非常に、これはみんな敏感ですから、いつも国保の納付書が来ると、何でだ、何でだと、何で上がっているのだということをよく私も聞かれるし、市のほうにも問合せあると思うのですが、そういうところから見ると、なかなかこれ市民に受け入れてもらえない部分が、1人世帯はこれは喜ぶますよ。それ以外のところはほとんど値上げですから、軽減しても。なかなか受け入れてもらえないという心配があります。そのためにはやはり法定外繰入れとか、市独自の軽減措置とか、なだらかにするとか、一気に1万円、2万円ではなく、それをなだらかにするという手当て、措置が必要だと私は思うのです。

これほかの例ですけれども、例えば3人以上世帯のうち、そこから2人を除いて均等割を半額にすると、3人いれば1人分は半額にするというなだらかにする方法です。こういう方法とか、それから18歳以下の子供がいる家庭で、第2子以降は均等割を半分にしたたり、なくしたりというような部分的な措置です。こういったところを取っているのも県内にあるということですから、この辺は市としても、これ財源の問題もありますけれども、考えていってもらわないと、ちょっとショックが大きいかなというふうに思うのです。時間ないからそのほかの質問はいいですが、これらについての考えをお願いしたいのです。

○委員長（三澤隆一君） 坂谷医療保険課長、お願いします。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 議案成立後に、もちろん広報のほうを出して、ホームページもすぐに議案成立後に更新して、市民のほうに広く、納付書が出る7月までに周知はしたいと思いますので、それで5月か6月頃に1回広報のほうとか、ホームページにはすぐに出したいと思うのですけれども、そんな形でまず市民のほうには周知をしてお知らせしたいと思います。

先ほど申し上げたなだらかにする、段階的などかいう手当てにつきましてなのですが、やはり筑西市、赤字財政でございますので、そこを補填するものが一般会計からになってしまいますので、ちょっとそこはどうしても難しいところと考えざるを得ないということはお答させていただきます。

以上でございます。

（「すみません、1つ残してしまった」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） はい、どうぞ。

○委員（三浦 譲君） 限度額がアップするので、その影響額をお願いします。増収額がどれだけになるか、増えるか。

○委員長（三澤隆一君） 坂谷医療保険課長。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 99万円が最高限度額だったところを、102万円に3万円、これは国のほうで決めましたので、全国一律の金額になっております。

以上でございます。

○委員（三浦 譲君） それで、市としてそれによる増収分とか、対象世帯というのはどうなっていますか。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員（三浦 譲君） （続）後でも、では、いいです。お願いします。

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決をいたします。

議案第17号「筑西市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で保健福祉部の審査を終了いたします。

申し訳ありません。先ほど17号議案の国民健康保険税条例の一部改正について賛成者の挙手というところで、賛成多数、挙手多数ということで賛成ということに変えていただきたいと思います。全員ではなかったということです。可決は間違いない、一緒ですから。確認ちょっと間違えました。申し訳ありません。

では、よろしく願います。

〔保健福祉部退室。こども部入室〕

○委員長（三澤隆一君） それでは、こども課からの説明を願います。

○こども課長（松岡道法君） 議案第7号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、こども課所管の補正予算についてご説明させていただきます。

8、9ページをお開き願います。第4表、地方債補正、1、変更でございます。1行目になります。私立保育所等施設整備事業、限度額の変更でございます。補正前1億4,140万円を1億5,630万円に変更しようとするものでございます。国の補正予算に伴いまして、保育所等整備事業補助金に対し、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債という地方債を活用することとなったため、その充当率の引上げに伴い、限度額の変更をお願いするものでございます。

続きまして、ちょっと飛びますが、14、15ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節2児童福祉費負担金、説明欄2、子どものための教育・保育給付費負担金2,153万4,000円の増は、保育所や認定こども園に給付します施設型給付費が増加する見込みであることから、国庫負担金の増額をお願いするものでございます。

同じく説明欄13、子育てのための施設等利用給付費負担金1,031万9,000円の減は、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設の利用見込みにつきまして、減少が見込まれることから国庫負担金の減額をお願いするものでございます。

続きまして、同じページ、下段のほうになります。款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、節2児童福祉費負担金、説明欄2、子どものための教育・保育給付費負担金167万3,000円の増は、国庫負担金と同様に施設型給付費の増加見込みに伴うものでございます。

同じく説明欄13、子育てのための施設等利用給付費負担金516万円の減額につきましても、国庫負担金と同様、制度に移行していない施設の利用見込み減少に伴う減額でございます。

ページをおめくりいただきまして、説明欄、上から2段目なのですが、説明33、子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金329万3,000円の増につきましては、1号子供、幼稚園卒です。の子供の給

付費が増加する見込みであることから、連動する県補助金の増額をお願いするものでございます。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、18、19ページをお開き願います。款22項1市債、目3民生債、節2児童福祉債、説明欄1、私立保育所等施設整備事業債1,490万円の増額は、地方債補正でご説明しました事業債の変更に伴う充当率の引上げ分を増額をお願いするものでございます。

続きまして、22、23ページをお開き願いたいと思います。事項別明細書、歳出でございます。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、説明欄の事業名、私立保育所等施設整備事業は、先ほどもご説明しました地方債補正の増額に伴う財源充当でございます。

同じくその下段、事業名、子ども・子育て支援給付事業1,971万3,000円の増額は、令和3年度から新たに子ども・子育て支援新制度に移行した施設があり、その施設型給付費に不足が見込まれることから増額補正をお願いするものでございます。

同じくその下段、子育てのための施設等利用給付事業2,063万7,000円の減額につきましては、従来の給付の対象施設であった施設が、子ども・子育て支援新制度に令和3年度に移行したことに伴い、こちら側の給付費の減額というふうな形でございます。

同じく、一番下段なのですが、保育士確保促進事業690万5,000円の増額は、市単独で行っております補助事業で、加配保育士の設置や低年齢保育のための看護師の配置をしようとする事業所に対して補助をしているものでございますが、予算の不足が見込まれることから増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

以上でこども部の審査を終了いたします。

ここで、休憩といたします。

〔こども部退室。教育委員会入室〕

休 憩 午後 0時13分

再 開 午後 0時59分

○委員長（三澤隆一君） では、午後もよろしくお願いいたします。

それでは、教育委員会所管の審査に入ります。

初めに、議案第7号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、教育委員会所管の補正予算について審査を願います。

学務課から説明を願います。

○学務課長（根本 薫君） 教育委員会学務課、根本でございます。よろしく申し上げます。

議案第7号「筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、教育委員会学務課所管の補正予算についてご説明いたします。

初めに、6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正の1、追加でございます。表の一番下、

款10教育費、項1教育総務費、事業名、教育情報化整備事業費、金額21万6,000円の繰越しをお願いするものでございます。これは国の令和3年度補正予算に計上されましたGIGAスクール構想推進のための学習者用デジタル教科書活用事業におきまして、児童生徒用のデジタル教科書が一部の学校に無償で提供される予定でありますことから、整備の状況に格差が生じないように、残りの学校にデジタル教科書を整備するために必要な経費を補正計上の上、令和4年度に繰越しをしようとするものでございます。詳細は、歳出の部で説明をさせていただきます。

次に、16、17ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款18寄附金、項1寄附金、目11ふるさと納税寄附金、節1ふるさと納税寄附金、説明欄3、ふるさと納税（クラウドファンディング）57万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは小中学校入学祝い品支給事業を対象に募集いたしましたガバメントクラウドファンディングにご寄附をいただいた寄附金の歳入でございます。

次に、28、29ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款10教育費、項1教育総務費、目3教育指導費、節10需用費、説明欄、教育情報化整備事業費21万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、先ほど繰越明許のところの説明をさせていただきました国の令和3年度補正予算のGIGAスクール構想推進のための学習者用デジタル教科書活用事業におきまして、英語のデジタル教科書が小学校5年生から中学校3年生までの全ての児童生徒に、また英語のほか追加で1教科分のデジタル教科書が、市内の8割の学校に国から無償で提供される予定となっております。今般の補正予算では、デジタル教科書の整備状況に学校ごとの格差が生じないように、残りの2割の学校にデジタル教科書を整備するために必要な予算を計上するものでございます。なお、全額を令和4年度に繰り越して執行いたします。

次に、項2小学校費、目2小学校教育振興費、説明欄、小学校入学祝い品支給事業につきましては、ガバメントクラウドファンディングで頂戴いたしましたふるさと納税57万5,000円のうち、39万9,000円を小学校入学祝い品支給事業の財源として充当するものでございます。

次に、項3中学校費、目2中学校教育振興費、説明欄、中学校入学祝い品支給事業につきましては、同じくガバメントクラウドファンディングで頂戴いたしましたふるさと納税57万5,000円のうち、17万6,000円を中学校入学祝い品の財源として充当するものでございます。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

次に、下館学校給食センターから説明を願います。

どうぞ。

○下館学校給食センター長（大島康弘君） 下館学校給食センターの大島と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議案第7号のうち、下館学校給食センター所管の補正予算についてご説明申し上げます。

20ページ、21ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目19新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費、説明欄、新型コロナウイルス

ルス感染症対応地方創生事業、21、補償補てん及び賠償金238万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。内訳といたしましては、238万4,000円のうち、下館学校給食センター分として199万4,000円でございます。これは新型コロナウイルス感染症対策のため、9月の学校臨時休業による学校給食休止に伴う給食提供に係る基本物資、米、パン、ソフト麺、牛乳を取り扱う事業者に対しての業務維持経費等に係る補償金でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

次に、明野学校給食センターから説明を願います。

○明野学校給食センター長（濱野訓枝君） 明野学校給食センターの濱野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第7号のうち、「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」、明野学校給食センター所管の補正予算についてご説明申し上げます。

20、21ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目19新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業、21、補償補てん及び賠償金238万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。内訳といたしましては、238万4,000円のうち、明野学校給食センター分として39万円でございます。これは新型コロナウイルス感染症対策のため、9月の学校臨時休業による学校給食停止に伴う給食提供に関わる基本物資、米、パン、ソフト麺、牛乳を取り扱う事業者に対して、業務維持経費等に関わる補償金でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

次に、施設整備課から説明を願います。

○施設整備課長（大木 清君） 施設整備課長の大木です。よろしく申し上げます。

議案第7号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、施設整備課所管についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、令和4年度に当初予算事業として予定しておりました小学校施設環境整備改修事業の伊讚小学校、養蚕小学校、五所小学校の体育館長寿命化改良工事につきましては、令和3年度国の当初予算により、学校施設環境改善交付金事業として、前倒しで採択されたことに伴いまして、補正予算により前倒しでお願いするものでございます。

それでは、補正予算書によりご説明いたします。6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1、追加でございます。款10教育費、項2小学校費、事業名、小学校施設環境整備改修事業、7億7,302万2,000円の繰越明許をお願いするものでございます。これは、国の交付事業が前倒しで採択されたことに伴いまして、当市では令和3年度補正予算に計上し、全額を次年度に繰越するものでございます。

続きまして、8、9ページをお開き願います。第4表、地方債補正、1、変更でございます。学校整備事業のための地方債の限度額を26億1,200万円から31億8,470万円に、5億7,270万円の増額補正をお願いするものであります。これは、先ほど繰越明許費でご説明申し上げました国の交付金事業の前倒しによる当市の小学校施設環境整備改修事業に伴うものでございます。

次に、14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目10教育費交付金、節1義務教育費交付金、説明欄4、学校施設環境改善交付金1億7,014万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは令和3年度国の当初予算による交付金であります。

次に、18、19ページをお開き願います。款22項1市債、目10教育費、節7学校債、説明欄1、学校整備事業債5億7,270万円の増額補正でございます。これは本事業の対象事業費に合併特例債を充当するものであります。

次に、28、29ページをお開き願います。3、歳出でございます。款10教育費、項2小学校費、目3小学校営繕費、説明欄、小学校施設環境整備改修事業として7億7,302万2,000円の増額補正でございます。これは先ほど繰越明許費でご説明申し上げました国の交付金事業の前倒しに伴い、当市において令和3年度補正予算による事業とするものでございます。内容としましては、伊讚小学校、養蚕小学校、五所小学校の体育館の長寿命化を図るための改修工事費と、また工事監理委託料をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

次に、地域交流センターから説明を願います。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） 地域交流センター、海老澤でございます。よろしくお願いたします。

議案第7号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、教育委員会地域交流センター所管の補正予算についてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1、追加でございます。款10教育費、項6社会教育費、事業名、地区公民館改修事業、金額632万5,000円の繰越明許をお願いするものでございます。この事業は、地区公民館施設の老朽化対策と新型コロナウイルス感染症対策として、下館地区の公民館5館、伊讚、川島、竹島、養蚕、中公民館の和式トイレを、蓋のある洋式トイレに改修し、感染症リスクを低減させるとともに、新しい生活様式への移行を図るために実施している事業でございます。令和3年12月末から、各地区ごとに工事契約を整え工事を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による世界的な半導体の供給不足の影響を受け、使用予定の衛生器具ウォシュレット等の納期が不透明となり、工期内での工事完了が難しくなったことから、令和4年度に全額繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

次に、美術館から説明をお願いします。

○美術館副館長（小栗美代子） 美術館、小栗と申します。よろしくをお願いします。

議案第7号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、教育委員会美術館所管の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書7ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1、追加でございます。下段になります。事項、「板谷波山記念館指定管理委託（令和3年度減収補填分）」でございます。期間、令和3年度から令和7年度。限度額、20万9,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内で、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

板谷波山記念館の管理運営は、令和3年度から令和7年度までの5年間につきまして、総額4,910万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内で、公益財団法人波山先生記念会に指定管理を委託しているところでございますが、令和3年度中に新型コロナウイルス感染症拡大の影響による臨時休館や利用者の減少等に伴いまして、入館料収入が減少いたしました。指定管理委託料を増額し、その分補填するため、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

続きまして、20、21ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目19新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費、節12委託料、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業、指定管理委託料1,387万2,000円のうち22万9,000円ほどが、先ほど債務負担行為補正でご説明いたしました板谷波山記念館の新型コロナウイルス感染症拡大の影響による入館料の減収分を補填するための指定管理委託料の増額分でございます。

続きまして、お手数ですけれども、ページをお戻りいただきまして、14ページ、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目10教育費国庫補助金、節2社会教育費補助金、説明欄3、文化資源活用事業費補助金399万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは令和3年度板谷波山生誕150年記念事業が、国の地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業に採択されたことにより、国庫補助金の増額補正をお願いするものでございます。補助率は2分の1でございます。

続きまして、30、31ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款10教育費、項6社会教育費、目2地域文化振興費、説明欄、板谷波山生誕150年記念事業の財源について、399万2,000円の財源振替をお願いするものでございます。こちらは歳入でご説明いたしました令和3年度板谷波山生誕150年記念事業が、国の地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業に採択され、国庫補助金の額が確定したことに伴いまして、一般財源を振り替えるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

それでは、これより議案第7号の採決をいたします。

議案第7号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第13号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（分割付託分）」の審査を願います。

美術館から説明を願います。

○美術館副館長（小栗美代子君） 引き続き説明させていただきます。

議案第13号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」のうち、美術館所管分についてご説明いたします。

こちらの条例の一部改正につきましては、板谷波山記念館整備検討委員会を、筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第3第2項の表から削除するものでございます。この板谷波山記念館整備検討委員会は、平成30年に設置され、令和2年3月に基本構想、基本計画が策定されましたので、同委員会の所掌事務が完了し、解散したことから、条例の委員会に係る規定を削除するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

次に、文化課から説明を願います。

○文化課長（成田佳輝君） 文化課、成田と申します。よろしく願いいたします。

議案第13号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」のうち、文化課所管の改正についてご説明申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、筑西市新治廃寺跡保存活用計画策定委員会の条例を別表第3第2項から削除するものでございます。この筑西市新治廃寺跡保存活用計画策定委員会は、平成31年3月に設置され、令和4年3月31日に計画策定などの委員会の所掌事業が完了し、解散することから、条例の委員会に関わる規定を削除するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

以上で、議案第13号について全ての部の説明、質疑を終了いたしました。

続いて、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決をいたします。

議案第13号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に

ついて」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第18号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について」審査を願います。

文化課から説明を願います。

引き続きお願いいたします。

○文化課長（成田佳輝君） 続きまして、文化課、成田からご説明申し上げます。

議案第18号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正」のうち、文化課所管の改正についてご説明申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、議案第13号の「筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」と同様に、筑西市新治廃寺跡保存活用計画策定委員会の組織運営等に関する要綱が、令和4年3月31日で失効することに伴うものでございます。

改正の内容につきましては、条例の別表の2から当該委員会を削除するものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は令和4年4月1日から施行するとしてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

次に、美術館から説明を願います。

○美術館副館長（小栗美代子君） 美術館、小栗です。よろしく申し上げます。

議案第18号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について」のうち、美術館所管分についてご説明いたします。

こちらは、議案第13号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」と同様に、板谷波山記念館整備検討委員会の所掌事務が完了し、解散しましたことから、筑西市附属機関に関する条例の別表第2項の表から当該委員会を削除するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決をいたします。

議案第18号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で、教育委員会の審査を終了いたします。

これで、福祉文教委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

執行部は退室願います。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（三澤隆一君） 本日の委員会の審査結果の報告につきましては、委員長に一任いただきたいと思います存じます。

また、今定例会最終日に「閉会中の所管事務調査について」を提出いたします。

以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 1時29分